令和３年度入園案内

とびだせ 元気
みどりヶ丘幼児園
MIDORIGAOKA YOUJIEN

かまえ分園

社会福祉法人陽心福祉会

兵庫県姫路市飾磨区構３丁目 63 番(仮)

TEL　079-293-7609(本園番号)

http://www.midorigaoka-yojien.com

みどりヶ丘幼児園かまえ分園　園舎案内図

１階

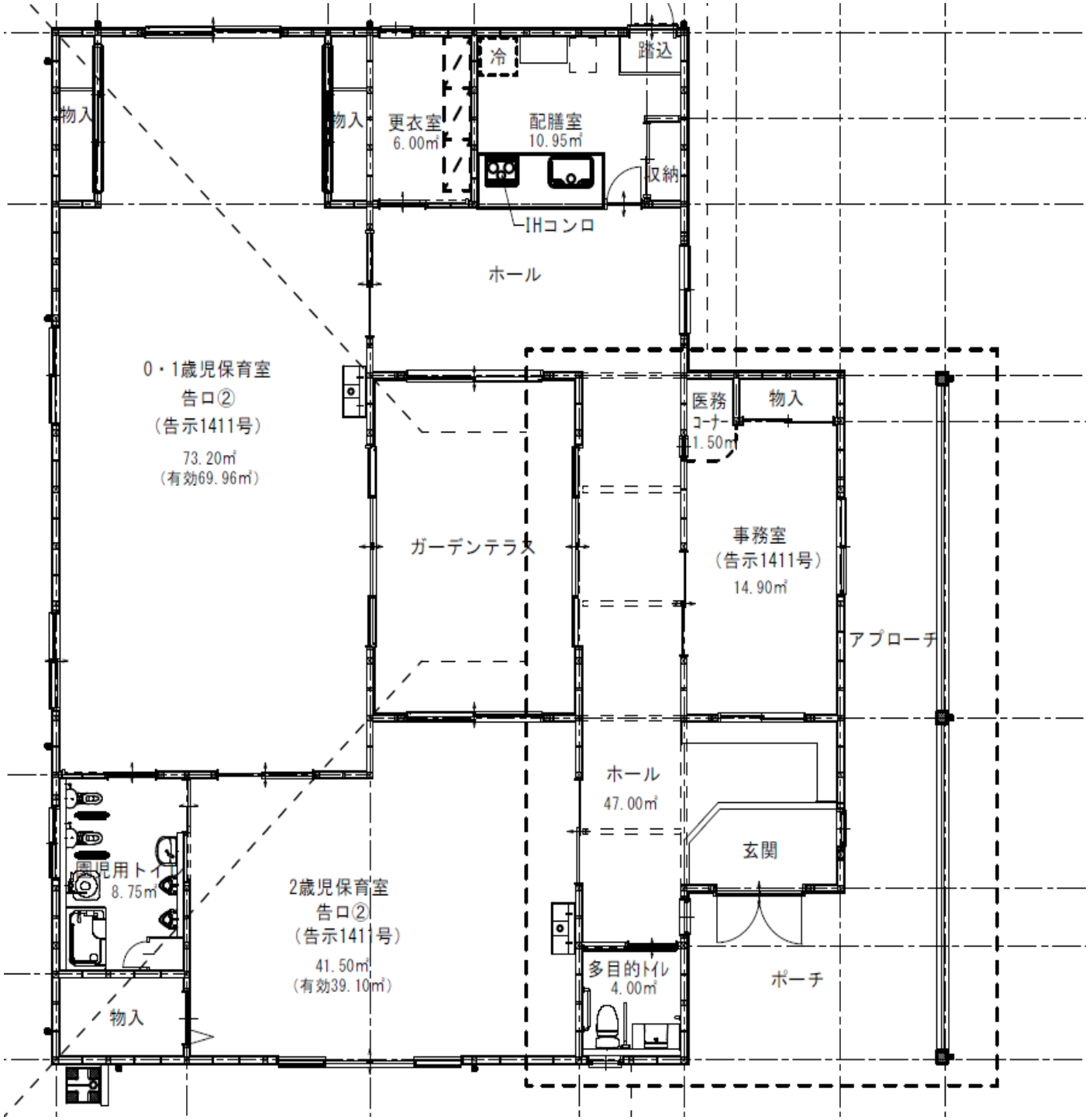

みどりヶ丘幼児園の目指すもの

ご利用にあたって

お誕生日から今日まで健やかに成長されました大切なお子様をお迎えすることになりました。ご入園を契機に一層、心身ともに大きくなって頂けますよう祈っております。

ご利用にあたり、みどりヶ丘幼児園の目指すもの、園生活のきまりなどについて、ご理解とご協力をお願いし、ご家庭と園と相携えて、幼児期の教育を、実り多いものにと願う次第です。

ご入園の手続きに際して、今までの保育園という制度では保育に欠ける理由が重要な条件とされました。このことが、一方で、保育園の保育が、ご家庭の育児にとって替わってしまうもののような印象を与え、ご家庭と園との分担すべき役割を不明確にしてしまうことがあります。
もともと保育園は、単なる家庭の代用品ではなく、児童憲章の高い理念に基づき、乳幼児の望ましい発達を保障する場所であるとともに、母性の労働や文化を享受する権利を守るとりでとして位置づけられています。つまり、保育園は家庭保育では充分にできない部分を補うべく保育内容を整えてきました。

認定こども園とは

当園は、昭和３９年の開設以来、認可外保育施設として運営して参りましたが、平成 29 年に保育所認可と共に認定こども園の認可を得、平成 29 年 4 月より新園舎での保育・教育をスタートしました。認定こども園とは、保育園機能と幼稚園機能を併せ持った施設です。みどりヶ丘幼児園では、3 歳～5 歳児の幼稚園児（短時間児）と 0 歳～5 歳児の保育所児（長時間児）を受け入れています。このことは、ご家庭の様々なご要望にお応えすることができるとともに、お子様の成長にとって重要な集団生活の中での成長を促す環境をご提供できるということでもあります。

そもそも保育園とは、児童福祉法に基づき保育に欠ける乳幼児の「保育」を行うとともに、自宅で保育を受けているお子さんや、親御さんの育児についての相談事なども受け入れ、延長保育、休日保育、一時保育事業、子育て支援事業などを整備し、その普及展開を図るようになりました。このように保育園は、保護者の方の「就労支援」だけでなく、「子育て支援」としての機能も持ち合わせ、名実ともに更なる進化を続けてきました。

一方、幼稚園とは、学校教育法に基づき「教育」を行う施設として、姫路でも、行政による市立の幼稚園や、私立・学校法人立の幼稚園が、姫路地域の就学前教育を担ってきました。

全国的には、近年の就労事情の変化から、保育園への需要が高まっていますが、姫路地域では今までの歴史から保護者の教育への関心がほかの地域に比べ非常に高く、この度の幼保一元化の流れの中でも、姫路の幼稚園教育の火を消してはならないという、高い意識を非常に強く感じました。

当園では、この様な、保育園機能と幼稚園機能を併せ持った施設として、日々、努力と研鑽を重ね、地域の児童福祉、幼児教育に貢献して参りたいと考えています。

保育・教育について

0 歳児でも他児への関心は大きなものがあります。1 才半から 2 才頃には友達のいる場所で遊び

たがるようになり、3 才以上になりますと友達との遊びが不可欠なものになります。
そこで、一日のうち一定時間、友達と生活することにより、一層遊びの楽しさを味わったり、遊びを通じて友達への思いやりや、自己表現の方法を知り、やがて、社会の中で自分を生かせる人として成長することができるようになっていきます。こども園では、その基礎作りを目指しています。
そこで、こども園の保育・教育が、よりよく進められるためには、何よりも、ご両親をはじめご家庭の皆様による愛情、また、正しい生活の習慣作りが大切になります。入園という、お子様のご出発にあたり、一層ご家庭での教育を大切にされ、今までより時間は短くなりますが、密度の濃いふれ合いがなされ、ご家庭、園、相携えてより良い成長ができますよう願っております。

さて、当園におきましては、後述の通り保育目標を定めて、日々の保育を行っておりますが、「保育」という言葉は「保護」の「保」と「教育」の「育」を合わせて作られたものと言われていますとおり、日々の保育の中でこの二つの事柄を大切にしております。

「保護」についてはお家の皆様がなさっていますように、身体の面では健康と安全を、心の面では一人一人を大切に優しく、温かいふれ合いができますように日々配慮しています。

「教育」という言葉には、一方で学校での活動というイメージがありますが、乳幼児期においては、それらの基礎作りの期間と考え、個性を大切にしながら、体育的活動、絵画、製作、音楽リズムなどの表現活動、聞く話すなどの言語活動、身の周りの色々な事柄を通じて数、形への関心など、各方面について職員研修や専門の講師を招くなどしつつ計画を進め、お子様の成長発達を援助しています。

また乳幼児期において、最も大切なことは「基本的生活習慣の確立・自立」ということ、つまり自分の身の周りのことが自分でできること、また、「社会性の獲得」、つまり自分で自分のあそびがしっかりできるとともに、他の友達としっかりあそべる事ですが、これらの事柄についても、個性、年齢に応じて日々配慮しています。

「子どもは子ども連れ」という言葉があります。親がいくら言ってもできないことが、お子様同士のなかでは、自然に身につくということが沢山あります。生活習慣や社会性の面では特に顕著ですし、先にあげた色々な教育活動においてもそのことは、私達の長い経験の中から、しっかり確認をしています。

このように、子ども達の生活にかかわる全てのことが「保護」であり、「教育」であると考えています。そして、さらに、今年 4 月の認定こども園開園にあたって改めて「教育」について再考致しました。小学校以上の教育は「抽象化」の積み重ねと考えられます。そこに繋がる就学前教育とは「抽象化」への足がかり、つまり「具体」を積み重ねることです。「具体」とは実際に見て、触れて、聞いて、匂いを嗅いで、味わって、5 感で体感することです。それは一言で「あそび」と言われるものですが、それを日々繰り返すことこそ学校教育、そして人生の土台になるものだと考えています。それらは数字のようにはっきりと見ることはできませんが、目をこらせば子ども達の姿に現れているはずです。そしてそれらはやがて大人の手を離れ、自分の足で進んでいく子ども達の人生を支えてくれるものになるのです。

このことを子ども達に育むために、このみどりヶ丘幼児園で、私達は日々、努力と研鑽を惜しまず、子ども達に最大限の愛情と情熱を持って、毎日の保育に取り組んでまいりたいと考えております。

みどりヶ丘幼児園の理念

教育方針

１．保育理念

社会福祉法人陽心福祉会の運営する認定こども園・みどりヶ丘幼児園は、児童福祉法及び学校教育法に基づき「保育に欠ける」乳幼児の保育とともに、保育を希望する幼児の保育・教育を行うが、保育・教育にあたっては子どもの人権や主体性を尊重し、児童の最善の幸福のために日夜、保護者や地域社会と力を合わせ、児童の福祉を積極的に増進し、あわせて地域における家族援助を行う。

なお、児童の福祉を積極的に進めるために職員は、豊かな愛情をもって接し、児童の処遇向上に努める。また、家族援助のために常に社会性と良識に磨きをかけ、相互に啓発するものである。

２．教育・保育目標

１［健全な心身の基礎を培う］

健康・安全及び幸福な生活を送るための基本的な生活習慣や態度を身に付ける。

２［自立・協調性・道徳心］

・自己主張と他人への配慮のバランスがとれる心を持つ。
・人とのかかわりの中で、人に対する愛情、信頼及び人権を大切にする心を持つ。
・他人の心の痛みを、自分のこととしてとらえることができる心を持つ。

３［身近な事象への興味・関心］

自然などの身近な事象への興味・関心を持つように育て、それらに対する豊かな心情及び思考力が芽生えるようにする。

４［言葉への興味・関心］

日常生活の中で、言葉への興味及び関心を持つように育て、喜んで話したり聞いたりする態度及び豊かな言葉の感覚を養う。

5［創造性］

多様な体験を通して豊かな感性を持つように育て、創造性が豊かになるようにすること。

6［小学校との連携］

子どもの発達及び学びの連続性を確保する観点から、小学校における教育への円滑な移行に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、小学校における教育との連携を通じてその質の向上を図る。

認定こども園　みどりヶ丘幼児園　教育・保育課程　〔平成31年度　教育及び保育の内容に関する全体的な計画〕

（作成：　園長　尾﨑　匠）　　平成31年4月1日

事業の目的	子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、健やかな成長が図られるよう適切な環境を与え、その心身の発達を援助するとともに、保護者に対する子育ての支援を適切に行う。
保育理念	かけがえのない一人一人の子どもに報恩の誠を尽くし、保護者・地域から愛される園を目指す
教育・保育方針	◎健康で明るい子ども　◎創作する子ども　◎仲良く遊ぶ子ども　◎一人立ちできる子ども ◎一人の子どもを職員みんなで見る
保育目標	感謝の念を持ちつつ、自立をはかれる子どもの育成

●1号認定:基本保育時間　→9:00～15:00
●2・3号認定:基本保育時間　→ 短時間 8:00～16:00　標準時間　7:00～18:00　延長保育18:00～19:00

子どもの教育及び保育目標
（保育目標・保育の内容ともに年間指導計画の基礎事項・年間指導計画・行事のねらいは別紙）

0歳児	生理的欲求に即しつつ、個々の生活リズムを整え、基本的な生活習慣を養う。
1歳児	安心できる保護者との関係の下、自立への芽生えが生じる。
2歳児(満3歳児)	行動範囲を広げ、心身ともに快適に過ごしつつ、象徴機能や想像力を広げる
3歳児	友達や保護者との関わりの中、言いたい事、したいことの表現を相手の状況を気ながらできる
4歳児	信頼感を深めた中、感情の豊かさが育まれ、集団生活に適応するため忍耐、妥協を図れる。
5歳児	集団活動の中で周りの友達と共感することができ、目標の達成感、充実感をみんなで共有する。

主な行事
（日常の節目としての行事設定）
・入園式・親子遠足・家族参観・七夕会・お泊り保育・夕涼み会・公開保育・運動会・秋の遠足・ハロウィンパーティー・お誕生学・芋ほり・焼き芋パーティー・クリスマス会・クリスマスパーティー・おもちつき・カルタ取り大会・縄跳び大会・マラソン・消防署見学・お別れ遠足・お別れ会・卒園式

教育・保育要領上の教育及び保育の基本及び目標	教育及び保育において育みたい資質・能力	幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	家庭との連携	小学校への接続・連携	特に配慮すべき事項／発達の連続性と養護
教育・保育の基本については要領の４つの事項を重視する。目標は生活を通して、生きる力を育成するように認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標の達成に努める。	教育及び保育の基本を踏まえ、『知識及び技能の基礎』『思考力、判断力、表現力等の基礎』『学びに向かう力、人間性等』という資質・能力の3本柱を一体的に育むよう努める。これは幼保連携型認定こども園教育・保育要領第2章のねらい及び内容に基づく活動全体で育むものである。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領の第２章のねらい及び内容並びに配慮事項に鑑み、各領域が示す目標に沿って教育及び保育がなされるようにする。その際、総則を前提とした配慮を行う。	園児の生活全体を豊かにするために家庭との連携を密に図る。家庭調査等による状況把握、入園のしおり・ＨＰ等による園の情報提供にて互いの情報を共有する。また、教育及び保育の全体的な計画や園便り、保育ドキュメンテーションによる保育の説明を丁寧に行う	小学校、園の各行事の相互交流のみならず、職員間の緊密な情報交換、5歳児後半には校時に合わせた生活時間設定等をし、学校生活への円滑な橋渡しをするとともに学校教職員と緊密な連絡をとる。	満３歳未満児の個人的指導、満３歳以上児の集団教育に加え、異年齢児の触れ合いの時間ももつ。また、集中して遊ぶ場やくつろぐ場の調和を図る。養護は生命の保持と情緒の安定を図りながら教育・保育を展開する他、特別な配慮を要する園児の指導に努める。

教育及び保育の基本と目標　基本（1）活動体験を十分に積み重ねる　（2）養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開　（3）遊びを通した指導を中心として５領域のねらいを達成　（4）園児一人一人の発達の課題に即した指導→カリキュラム・マネジメントの徹底／認こ法第９条の目標達成に努める

健　康　支　援	環境、衛生・安全管理	食育の推進	子育ての支援	★災害への備え	●カリキュラムマネジメントと園児の理解に基づいた評価
●健康及び発育発達状態の定期的、継続的な把握 ●年２回の学校医による健康診断（内科・歯科） ●登園時及び保育中の状態観察、また異常が認められたときの適切な対応 ●年間保健指導計画 ●年1回職員健康診断及び毎月の検便（バス運転手・清掃員を除く）	●学校薬剤師による園内各種環境調査 ●施設内外の設備、用具等の清掃及び消毒 ●施設内外の設備、用具等の安全管理及び自主点検 ●子ども及び職員の清潔保持●感染予防対策指針の作成と実施及び保護者との情報共有 ●インフルエンザへの対応＊年1回外部業者による点検及び園庭整備 ●毎月避難訓練（火災、地震、不審者対応）の実施 ●消火訓練の実施 ●警察署の指導による安全教室の実施 ●被災時における対応と備蓄＊年2回外部業者による消防設備点検	●栄養バランスを考えた自園給食の提供 ●行事食の提供 ●ミニ菜園づくりの実施 ●クッキングの実施（５歳児教育） ●食事マナーの徹底(全員で食べる、正しい箸づかい、「ながら食い」をしない等) ●出来るだけ好き嫌いを減らしていく ●一緒に食事を頂く人も、自分も楽しく食事するには何が大切かに気づく	●入園のしおり・パンフレットの配布 ●ひまわり教室における参加型参観保育・教育の実施 ●地域子育て支援的活動（育児相談等） ●保護者との連携協力 ●実習生及び中学生保育体験の受入れ ●給食試食会等を通した食育への理解 ●危機管理体制の掲示 ●その他緊急を要する情報の通知	●避難訓練（火災、地震、不審者対応）の実施（毎月） ●消防署見学 ●消火訓練の実施 ●被災時における対応と備蓄※年2回外部業者による消防設備点検 ●大野川の水害避難対策として城北小学校との連携	下記の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえ全体的な計画を作成するとともに、その実施状況を評価し改善をするなど園全体の教育及び保育活動の質の向上を図る。園児の評価にあたっては児童の持つ資質の良い点を積極的に取り上げ、今後の発達の可能性を的確に把握するとともに、その評価書の妥当性について多角的に深考を加え、小学校への引き継ぎとする。

◎養　護（保育教諭が行う事項）	年齢	0歳児	1歳児(満1歳以上)	2歳児(満3歳児を含む)	3歳児	4歳児	5歳児	小学校以上との接続について注力する点
	生命の保持	●生理的欲求の充実を図る	●生活リズムの形成を促す	●適度な運動と休息の充足	●健康的生活習慣の形成	●運動と休息のバランスと調和を図る	●健康・安全への意識の向上	育みたい資質・能力は小学校以上の個別の「知識や技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」につながるものである。また今後アクティブラーニングを展開していく上で必要不可欠な高い連続性を持ち、「自己教育・自主管理型教育」を共有できる集団づくりを指向する。
	情緒の安定	●応答的な触れ合い ●情緒的な絆の形	●温かなやりとりによる心の安定	●自我の育ちへの受容と共感	●主体性の育成	●本物の自信の確立と他者の受容	●心身の調和と安定により就学への意欲醸成	

ねらい及び内容・配慮事項（満３歳以上は、教育課程に係る１日４時間年３９週を下らない学校教育＋その他の教育及び保育）

◎教育及び保育（園児が環境に関わって経験する事項）	(乳児)三つの視点	乳児保育	(満１-2歳児)５領域	１歳児（満１歳以上） 保育	2歳児（満３歳未満） 保育	(満3-5歳児) 5領域	"３歳児（満３歳以上） 教育・保育"	４歳児 教育・保育	５歳児 教育・保育
※乳児は三つの視点、幼児は５つの領域で区分されている(基本的事項を十分に参照)。 ※要領上は乳児と満1歳に区分されているので、満１歳を迎えた場合は１歳児の５領域を参照。 ※２歳児は、満３歳の誕生日を迎える前は保育、それ以降は教育及び保育に位置付けられる。	健やかに伸び伸びと育つ	●身体機能の発達　●食事睡眠等の生活のリズム感覚の芽生え	健康	●歩行の確立による行動範囲の拡大 ●危険回避の基礎的経験を積む	●運動、指先の機能の発達 ●自ら食べる意欲と望ましい食べ方の習慣化 ●望ましい排泄習慣の確立	健康	●意欲的な活動 ●基本的生活習慣の確立	●健康増進と、それを具現化する取り組みへの理解 ●安全で安定感のある行動	●健康への関心 ●体全体の協応運動
			人間関係	●周囲の人への興味・関心の広がり	●自己主張の表出 ●友達とのかかわりの増大 ●思いどおりにならないことへの葛藤経験 ●友達とのかかわりの増大	人間関係	●自分でしようとする意志の形成と簡単な手順理解 ●道徳性の芽生えと平行遊びの充実	●仲間との深いつながり ●相手の思いへの気付き、共感性の醸成	●社会性の確立と自立心の育成 ●自分で考え自分で行動 ●友達と思いの共感
	身近な人と気持ちが通じ合う	●特定の大人との深い関わりによる愛着心の形成 ●喃語の育みと応答による言葉の芽生え	環境	●好奇心を高める	●自然事象への積極的なかかわり ●自然の大きさ、美しさ、不思議さへの気付き ●探究心の醸成	環境	●身近な環境への積極的なかかわり ●身近なものを報恩感謝に基づいて大切にする心	●社会事象への関心の高まり ●工夫して遊ぶ楽しさ	●社会、自然事象へのさらなる関心と生活への取り入れ ●ものの性質や仕組みへの関味と、関心 ●数量、図形、標識、文字、などへの関心
	身近なものと関わり感性が育つ	●身近な環境への興味を持つ　●身体の諸感覚認識による表現	言葉	●言葉の獲得・話し始め	●言葉のやりとりの楽しさ ●日常の挨拶への親しみ	言葉	●言葉の美しさ、楽しさへの気付き ●生活の中での必要な言葉の理解と使用 ●言い換え表現への親しみ	●伝える力、聞く力の獲得 ●絵本や物語への親しみ ●お話し、物語の要約力の醸成	●文字や数字の獲得による遊びの発展 ●体験によるイメージや言葉の広がり ●再話力の醸成 ●言葉のニュアンスへの興味醸成
			表現	●いろいろな素材を楽しむ	●象徴機能の発達とイメージの膨らみ ●音、色、形、手触り、動きを感じる楽しさ ●音楽・絵画・造形への親しみの育み	表現	●自由な表現と豊かな感性の育ち ●感動体験を伝え合う楽しさ ●基本的リズム打ちの習得、簡単な合奏の完成	●豊かな感性による表現 ●心を動かす出来事による想像力と感性の獲得 ●音楽表現における全体への調和への意識付け	●ダイナミックな表現 ●感動の共有 ●体験を通した表現 ●音楽表現における曲想を意識した表現方法の体現

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿10項目	教育・保育において育みたい資質・能力の３本の柱
ア　健康な心と体 イ　自立心 ウ　協同性 エ　道徳性・規範意識の芽生え オ　社会生活との関わり カ　思考力の芽生え キ　自然との関わり生命の尊重 ク　数量や図形、標識や文字などへの関心 ケ　言葉による伝え合い コ　豊かな感性と表現	ア　豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする**「知識及び技能の基礎」** イ　気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする**「思考力、判断力、表現力等の基礎」** ウ　心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする**「学びに向かう力、人間性等」**

教育及び保育の基本と目標（再掲）	基本（1）活動体験を十分に積み重ねる　（2）養護による自己発揮を考慮し、乳幼児期にふさわしい生活の展開（3）遊びを通した指導とともにたたずまい教育を加味して５領域のねらいを達成　（4）園児一人一人の発達の課題に即した指導・保育教諭の計画的な環境構成　目標：認定こども園法第９条の目標達成に努める
特色ある教育と保育	●豊かな社会関係資本を持つ地域特性を活かし、乳児期より意図なアタッチメント関係構築を図る保育 ●マーチング、器楽合奏、体操教室を通じた組体操を集団で取り組み、高い集中力、メリハリのある態度の育成を期す。　●"kits smart education"に職員と共に取り組み、子どもの自立性を育むとともに思考力・想像力の発展を図る。　●望ましい基本的生活習慣の習慣化
研修計画	●教育・保育要領充実の園外・園内研修　●講師を招いての園内研修　●キャリアアップ研修の積極的受講　●園外研修への計画的な参加（県外研修、乳児保育研修、地域子育て支援研修等含む）　●幼稚園免許取得、免許有効化の推進
自己評価	●法人による適切な施設運営管理の評価●こども園の評価（全体の反省による計画・教育課程への反映）　●保育教諭等の評価（自己評価と子どもの評価の確立）　●自己チェックリストの実施と危機管理マニュアルの作成、習得　●第三者評価の理解

みどりヶ丘幼児園の一年

１．年間主要行事　（◎は保護者参加の行事です）

年度当初に日程を記載した年間行事予定表をお配りします。

4 月　　◎入園・始業式

5 月　　◎個人懇談会
　　◎春の親子遠足

6 月　　◎家族参観
　　トライやるウィーク
　　園外保育

7 月　◎七夕会
　　プール開き

8 月　　夏休み
　　◎夕涼み会

9 月

　　園外保育

10 月　　◎運動会
　　ハロウィン
　　秋のバス遠足

11 月

落ち葉拾い
焼き芋パーティー

12 月
おもちつき
◎クリスマス会
クリスマスパーティー
冬休み

1 月
カルタ取り大会

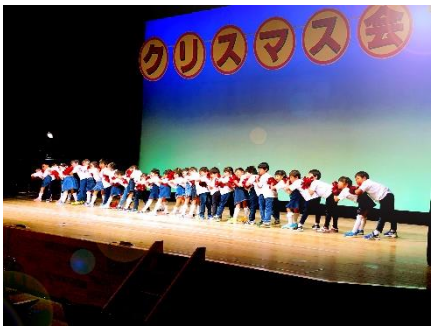

2 月

節分

3 月
◎参観日
◎給食試食会
お別れ遠足
修了式
◎卒園式

２．毎月の行事

園だより「ちゅうりっぷ」で月の行事予定を、「お知らせ」の手紙で詳しい日時をお知らせします。

〇身体測定（毎月）
身長体重を計測します

〇嘱託医による内科検診（年間 2 回）

〇嘱託歯科医による歯科検診（年間 1 回）

〇避難訓練（毎月）
実際の火災や地震、土砂崩れを想定して避難訓練を行い、災害の怖さや避難方法を話します。

〇交通訓練（隔月）
登園・降園時のルールを確認します。

〇誕生会　（毎月）
誕生月のお子さんをみんなでお祝いします。プレゼントを渡します。

〇その他　クッキング・お話会等（年長）

３、運動機能・リズム感を培うために

〇体操教室（毎月 1 回～2 回、3 歳～5 歳）
リッケンの講師の先生に来て頂き、跳び箱、鉄棒、縄跳び等、基本的な運動能力の基礎を養います。

〇リトミック（設定保育）
音楽に合わせて身体を動かし、リズム感、基本的身体能力を養います。

〇音体指導
楽器などを使った音体指導をします。5 歳児は 12 月にマーチングを行います。

みどりヶ丘での一日

	7:00～順次登園（２．３号認定） 9:30 頃までには、登園完了 　お帳面にシールを貼って、所持品を片づけて、自由遊びです。
	～10:00　自由遊び 園が一番大切にしている時間です。 自ら考え、工夫して遊び、年少･年中･年長の枠を越えてみんなとても仲良く遊んでいます。
	10:00～　設定 運動、製作、音楽表現、造形、クッキング、お話会 etc 普段の設定保育では、運動テストや製作、お歌の練習など、その時々のカリキュラムに沿って行っていきます。運動会、クリスマス会前など、行事の前には集中的に練習を行いますが、みんな本当に楽しみながら練習してくれます ※未満児は必要に応じて、おやつ、授乳、睡眠を行います。
	12:00～　お給食 ※未満児は 12:00 より早くお給食です。
	13:00～　お昼寝 年齢に応じてお昼寝時期、時間を設定しています。
	14:00～　おやつ お片づけ、手洗い、排泄、おやつ、歯磨き

	14:30～　帰りの会 おやつの時間が終わると、お並びをして帰りの会です。 帰りの会では、お歌を歌って、先生に絵本を読んでもらいます。
	15:00～順次降園 　また明日✋✋ １５：００～１６：００ 自由遊び
延長保育	16 時～(短時間認定) 18:00～(標準時間認定) 延長保育になります。 料金等、詳細は後述。

※登降園についてのお知らせ

安全確保のためと、近隣住民の方に迷惑になりますので、必ず駐車場に車を止めて下さい。

※登降園時は、必ず保護者と一緒に
　駐車場から、こどもだけで登園したり、園前に一時停車して、こどもだけ降ろすことは、しないようにお願いします。

入園についてのお願い

（１）入園準備

入園準備の特別おけいこなどはなさらないでください。排泄が上手にできなくても、ご心配なく。おうちの方の大丈夫との自信のほうが大切です。入園への楽しみ、期待をご用意してあげて下さい。

（２）泣かれること

新入園は生まれて初めて家庭から未知の集団へ出発されることです。お子様にとって多かれ少なかれ抵抗感がないはずがありません。泣かれることは誰でも、どこの園でも、よくあることです。ご心配はいりません。不安や抵抗の積極的な表現として余裕を持って受け止め、そこから一緒に出発します。

（３）帰宅の時に温かく迎えられ、心の緊張をほぐしてあげて下さい。園での様子をお子様から特に聞き出すことは、園生活に慣れるまでしばらく待ってあげて下さい。笑顔と温かなお膝が大切です。

（４）通園路は、歩き、自転車の方は特に安全度の高い道順を考慮下さい。園への送迎は必ず保護者の方が付き添って下さい。

（５）排泄について

大便は次第に、朝登園前にできますようご配慮下さい。小便は必ず登園前に済まして下さい。特にバス通園児の方は、乗車前に必ずトイレにいく様にお願いします。

職員体制

園長　１名　（本園兼任）
副園長　１名　（本園兼任）
主幹保育教諭　１名　（本園兼任）
保育教諭　３名　（分園専任）
短時間保育教諭など　５名以上　※人数は法の定めにより、配置人数を決定しますので、在園児数により変動はあります。
管理栄養士　２名(本園兼任)
嘱託医師・嘱託歯科医　各１名

園生活についてのお願い

（１）登降園について

１、登園時間

全園児９：３０までには登園して下さい。遅れる場合は、お電話でその旨お伝え下さい。

※2 号・3 号認定の方の内、保育短時間認定の方で、朝 7:00～8:00 の時間外保育を希望する場合は事前にお知らせ下さい。

２、こどもの受け入れについて

全園児、玄関からの登園・降園をお願いします。保育室で受け入れをしますので、保護者の方は一緒に保育室までお入り下さい。

お迎えの際は、時間によって保育を行っている部屋が違います（下記の通り）ので、延長時間の場合は玄関より、事務室に声をかけて各保育室にお入り下さい。

３、持ち物の管理について

全ての持ち物には必ず名前を書いて下さい。

特に、下着・靴下・靴等の名前の記入漏れが多いので、忘れない様にお願いします。

オムツ、着替え等の補充・交換が必要な時は、こちらからお知らせしますので、次の日に持たせて頂くようにお願いします。

４、早朝・延長保育時間の保育場所について

早朝・夕方は以下の場所で合同保育になります。

8 時～16 時⇒各クラス保育室

7 時～8 時及び 16 時～19 時⇒2 歳児保育室

（２）保育時間

１、保育標準時間認定児

保育時間　　7 時 00 分～18 時 00 分

延長保育　　18 時 00 分～19 時 00 分　（延長料金は後述の料金表参照）

※日、祝及び年末年始（12／29～1／3）は閉所日で保育の提供はありません。

２、保育短時間認定児

保育時間　　8 時 00 分～16 時 00 分

延長保育　　朝 7 時 00 分～8 時 00 分

夕 16 時 00 分～19 時 00 分（延長料金は料金表参照）

３、土曜日（全園児）及び長期休暇中（1 号認定児）の預かり保育

土曜日と長期休暇中の預かり保育は、前月に希望を聞きますので、できる限り早めに希望を出して下さい。急な事情で、登園を希望される場合も事前に連絡をお願いします。

５、延長保育・預かり保育料金表

<table>
<tr><td rowspan="2">階層</td><td rowspan="2">1号認定

預かり保育料</td><td colspan="4">２・３号認定延長保育料</td><td rowspan="2">給食費</td></tr>
<tr><td colspan="3">保育短時間</td><td>保育標準時間</td></tr>
<tr><td rowspan="2">A</td><td rowspan="5">・平日
15:00～16:00無料
8:00 ～ 9:00 及び
16:00～18:00
200円／1時間
または
朝2,000円／月、夕2,000円／月を選択

・土曜日、長期休暇中
1,000円／1日（給食費込）</td><td>朝</td><td>夕</td><td>両時間帯利用</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">100円／1時間
または
1,500円／月
を選択</td><td rowspan="2">17時まで無料
17:00～18:00
100円／1時間（又は1,500円／月を選択）

・18:00～19:00
3,500円／月</td><td rowspan="2">3,000円／月
～
6,500円／月</td><td>0円</td><td rowspan="3">1号認定
給食費
4,000円／月

2号認定
主食費
1,000円／月
副食費
4,500円／月</td></tr>
<tr><td>B</td><td>600円</td></tr>
<tr><td>C</td><td></td><td>3500円</td></tr>
</table>

（３）服装について

服装は自由です。但し、帽子と名札は毎日着用して来て下さい。また、遠足や運動会など服装統一の日がありますので、その都度お手紙でお知らせします。

（４）持ち物について

毎日の持ち物は次ページに一覧を記載していますが、全てに記名をお願いします。
また、お子さんが自分の持ち物だと分かりやすい様に、共通の目印などを付けて頂いても結構です。

0歳児、1歳児、2歳児

毎日持ってくるもの

・カバン・・・指定はありません。ご家庭でお使いの物。
・帽子・・・2 歳児のみ指定のもの。0 歳・1 歳はご家庭で使用の物

・出席ノート（あゆみ）（指定のもの）
毎日の登園後、出席シールを貼ります。

・連絡ノート（指定のもの）※0.1 歳児
園での様子をお知らせし、ご家庭との連絡に使用します。ご家庭での様子を記入下さい。

・エプロン（ご家庭で用意下さい）
食事の時に使用します。布製のものでも結構です。
布製の場合は 3 枚準備をお願いします。
2 歳児は 1 枚で結構です。

・おしぼり
（<u>ケース不要、ジップロックに氏名記入の上入れて下さい。</u>）
食事の後に顔や手を拭きます。乾いたまま入れて下さい。

・おむつ入れ（ご家庭でご用意下さい）
おむつを持ってくる袋です。
布製でなくても結構です。（ビニール可）

・着替え一式（ご家庭でご用意下さい）
クラスにより異なりますので、入園後のお手紙お知らせします。<u>0・1 歳のみ着替えてからお昼寝します。</u>

園に置いておくもの

・手さげバック（ご家庭でご用意下さい）
園より持ち帰るものがある時に使います。
どんな物でも結構です。持ち帰りましたら、次の日にまたバックだけお持ち下さい。

・おむつ（おむつはご家庭で用意下さい。おしりふきは園で用意します。）
おむつは、まとめて持ってきて頂き、足りなくなったらその都度お知らせします。名前を大きめに書いておいて下さい。汚れたオムツは園で処分します。

・ビニール袋（ご家庭でご用意下さい）
汚れ物等を持ち帰る時に使います。
無くなりましたら、その都度お知らせしますので、補充分をお持ち下さい。

・布団一式（ご家庭でご用意下さい）
お昼寝に使います。夏場の掛け布団はタオルケット、冬場は厚手のものをご用意下さい。定期的に持ち帰りますのでその都度お知らせします。布団入れと布団一式に大きな字で氏名をご記入ください。

・哺乳瓶・マグカップ（ご家庭でご用意下さい）
0 歳は哺乳瓶、1 歳児はマグカップ。園で消毒・殺菌して毎日持ち帰ります。（必要に応じて用意して頂きます。）

・外遊び用の靴（ご家庭でご用意下さい）
ご家庭から靴を履いてこない場合（0 歳児等で）園に置いておいて頂いても結構です。

・ハンドタオル（ご家庭でご用意下さい）
タオルかけに吊り下げて使用します。
説明会の際に見本をお見せします。

※その他

・水筒にお茶を入れてお持ち下さい。無くなりましたら園で補充します。
・着替え、おむつ等は無くなりましたらお知らせしますので、忘れない様に補充お願いします。
・2 歳クラスのお子さんはポケットに入れておくハンカチとティッシュをお持ち下さい。
・その他、詳細は入園後に順次お手紙でお知らせしますが、質問等ありましたら、

園長までお願いします。

・服装（ご家庭でご用意下さい）
服装は前述の通り、自由です。

・歯磨きセット（ご家庭でご用意下さい）
※2 歳の 3 学期より、コップのみ必要ですが、その際に
お知らせします。

（５）健康管理について

幼い抵抗力の少ないお子様方ですので、個々としてはもちろん集団としても健康については特に注意しています。

１、登園時、どのお子様にもきちんと手洗いをして頂きます。
２、お休みをされるときには、理由を必ずご連絡下さい。
３、みずぼうそう、おたふくかぜ、はしか、三日ばしか、百日咳、流感、とびひ、結膜炎などの伝染性の病気や下痢の時は、医師の許可があるまでは休ませて下さい。（詳しくは後述の感染症についてを参照）
４、園で下痢、腹痛、嘔吐、発熱など健康に異常があった場合には、連絡をしますのでお迎えをお願いします。
５、少し気分が悪い等、健康について少しでも不安がある状態で登園される場合には、ご様子について細心のご連絡をお願いします。

（６） ご連絡

TEL ０７９－２９３－７６０９

食事、排泄、睡眠、その他お子様の身辺の事で気になることがありましたら、大小に関わらず、お気軽にご連絡下さい。但し、午前 9 時～午後 16 時の間は保育時間中などで担任が対応できない場合もありますのでご了承下さい。

（７）給食

（８）保育料について

保育料は毎月 25 日頃に保育料の徴収袋をお配りして納入して頂きます。。保育料額は、姫路市の定める、所得に応じた応能負担となっております。
※延長保育料金も、同日に納入して頂きます。(日割り希望の方は、当月末締めの料金を翌月の保育料と一緒に請求させて頂きます。)

（９）園からのお知らせ

〇連絡ファイル（0 歳～2 歳児）

〇園だより　（ちゅうりっぷ）
毎月月末に発行しています。
その月の保育内容、行事、お知らせを記載しますのでご確認下さい。

〇クラスだより
奇数月末に発行します。クラスの様子、持ち物等についてのお願いなどを
お知らせします。

〇月の指導案
毎月の年齢別指導案の内容をお知らせします。

〇給食だより
毎月発行します。その月の献立をお知らせします。主な原材料を表示して、
アレルギー等配慮しています。

〇あゆみ

毎月月末に、あゆみをお預かりします。お子さんの園での様子を担任がコメントで個別にお知らせします。気になる点等ありましたら、お手紙等にてお知らせ下さい。

○その他、年間行事一覧は年度初めに、お知らせ・お願い等のお手紙は適宜お配りしますので、毎日お帳面（あゆみ）はご確認下さい。

（１０）感染症にかかったら・・・・

感染症にかかった場合、発症時の受診の際に、保護者の方において、お医者様に発症後又は解熱後何日経過で再登園可能かなどの「再登園の判断基準」を確認して頂く様にお願いします。その後、お医者様から確認した内容を園の方までお知らせ下さい。

区　分	病　名	登園停止期間の基準
第２種	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後３日経過するまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下線又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹痂皮（かさぶた）になるまで
	咽頭結膜熱（アデノウイルス）	主要症状が消退した後２日経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないとみとめられるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により医師において感染のおそれがないとみとめられるまで
第３種	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないとみとめられるまで
	急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないとみとめられるまで
	腸管出血性大腸炎（0-157，0-26 など）	医師により感染のおそれがないとみとめられるまで
第３種 その他	溶連菌感染症 感染性胃腸炎（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルスの疑い） 手足口病　　ヘルパンギーナ マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹（とびひ） 伝染性紅斑（りんご病） ＲＳウイルスなど	医師の判断による

☆上記の基準は「学校保健法施行規則」に準じています。参考にして下さい。
☆第３種その他の感染症について、一定の出席停止規則は設けられていませんが発生や流行の動向によっては医師による再登園の判断が必要となる場合があります。
☆登園停止の必要のない疾患であっても診断は必要です。受診後、園に伝えて下さい。

☆就学前の乳幼児においては、まれに合併症をひきおこし重症化する場合があります。
これらの病気にかかった場合は、必ずお医者様の指示に従って頂きます様お願いします。

（１１）薬について

できる限りご家庭での投薬をお願いします。
やむを得ず薬を持参される方
１、職員から「薬の服用願い」を受け、記入し、一緒に手渡して下さい。
※このしおりの最終ページにも様式がありますので、切り取って使って頂いても結構です。
２、医療機関からの処方であること。保護者の判断で持参した薬は対応できません。
３、１回分を持参する。水薬の場合で分けられない時はその旨伝える。
４、市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
５、長期間継続して服用しなければならない場合はご相談下さい。
６、吸入などの医療行為は実施できないことになっています。
７、医療機関では、保育園に通っていることを医師にお伝え下さい。

（１２）園内でのケガ、事故について

万一、園内でお子さんがケガをされたり、事故が起こった場合、理由の如何を問わずそれはみどりヶ丘幼児園の責任です。また、充分に注意して保育をしておりますが、時にはお子さん同士、成長の一過程としてひっかき、かみつき等のケガをされることもあります。その場合ももちろん、みどりヶ丘幼児園の責任であり、状況、けがの程度等を双方の保護者にお伝えしますのでご承知下さい。また、ケガ等の程度によっては園の判断で病院につれて行くこともあります。その場合は緊急連絡先へご連絡いたしますのでご承知下さい。なお、その際の治療費は立て替えて頂きますが、後日、東京海上日動の保育園総合保険（掛金は園より）を適用しますので、返却があります。

〇お子さんが風邪等で体調の悪い時
前述の感染症の他、熱が３７.５℃以上ある場合、登園を控えて下さい。また、登園後３７.５℃を超えた場合、お迎えの連絡をさせて頂きます。

（１３）毎月の雑費等

保育の便宜のため、次の費用について実費を負担いただきます。これらの費用は、その都度書

面でお知らせします。

・教材費、用品代：6,000円～13,000円（入園・進級時）
・遠足代：実費相当額　（例年1,500円程度です。10月頃）
・写真代：1枚80円～700円（スタジオアリスによるネット販売）
・その他、お子さんの所有又は専用する物品等で、別途書面によりお知らせする費用の実費

（１４）連絡帳に記入をお願いします。

連絡帳はお子さんの食事、睡眠など一日の生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をするために大切です。ご家庭での様子や育児の相談など何なりとご記入下さい。お子さんの園での様子をお伝えします。

（１５）夏のプール遊びについて

プール遊びの期間は7月から8月で、その期間は気温が高ければ毎日プール遊びをしますので水着セットを持って登園してきて下さい。プール遊び期間は以下の事を注意して下さい。
（また7月に入りましたら詳細を示したお手紙もお出しします。）

１、プール遊びが始まる前に日程の手紙をお出しします。プール開始の日からは、毎日ご家庭での検温等、後述の「プール遊び可否判断基準」を参考に、お子さんがプールに入れるかチェックして下さい。プールに入れない、入らない場合は必ず、その旨を担任・副担任、又はバスの先生に伝えて下さい。
２、登園後の体調によっては、園の判断で入らないこともあります。
３、水着を忘れた場合もプールに入れません。
４、前述の手紙が7月に出ますので必ず詳細確認お願いします。

★当園ではプール使用について以下のように定めています。
（１）プールの取り扱い
①プールを最初に使用する前、洗浄し、流水で充分に洗い流す。
②プールを使用する日の朝、水を入れる。
③足洗、腰洗いのたらい（消毒剤を入れる）を準備する。
④プール使用後は、流水で充分に洗い流す。
（２）プール使用時の注意
①プール使用当日のAM10時に水温と気温を測定し、足して５０℃以上で使用可とする。
（３）プールに使用する水の消毒法
①０～２歳児のプールは消毒剤は使用せず、常に新鮮な水を補充する。
②３～5歳児のプールは消毒剤日曹ハイクロンを使用し、残留塩素濃度を0.4～1.0ppmに保つ。（DPD法残留塩素測定器使用）
③足洗い、腰洗い槽の残留塩素濃度は５０～１００ppmを保持する。
プールに入る前におしりをつけて１０数える。
④これから入るグループは、ためた水の残留塩素濃度を測定し、塩素剤不足分の塩素剤

をプールに投入する。

⑤次に入るグループも、まず残留塩素濃度を測定し、不足していれば塩素剤を追加して、適正な濃度になっているか、再測定して確認する。

★プール遊び可否判断基準

①体温３７．５℃以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×
②高熱の後３日間平熱が続いている・・・・・・・・・・・・○
③下痢、腹痛がある・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×
④とびひなど、伝染性の皮膚疾患があるとき・・・・・・・×
⑤傷があるとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×
⑥目、鼻、耳に病気があるとき・・・・・・・・・・・・・・×
⑦目やに、目充血が激しい・・・・・・・・・・・・・・・・×
⑧咳をよくしている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×
⑨ぜいぜいと喘鳴があるとき・・・・・・・・・・・・・・・×
⑩鼻水のひどいとき・・・・・・・・・・・・・・・・・・・×
⑪睡眠不足、食欲不振、疲労等で体調がよくないとき・・×
⑫服薬中のとき（抗生物質、耳鼻科の薬など）・・・・・×
⑬手足口病、ヘルパンギーナは熱が下がり、症状が
落ち着いて5日以上経過している・・・・・・・・・・・・・○

※その他、不明な場合は園まで相談下さい。

（１６）年度当初の登園について

4月1日から登園頂けます。

（１７）保護者会について

みどりヶ丘幼児園かまえ分園では、保護者会はありません。少しでも保護者の皆様のご負担を減らす事が目的です。

（１８）保育用品価格

保育用品の価格はお渡しする用品価格表の通りです。一括購入の分は、全員の方に購入して頂きますが、希望購入の分は、お持ちのものがありましたらお使い頂いて結構です。

（１９）食物アレルギーの対応について

近年、食物アレルギーをお持ちのお子さんの数が増加しています。みどりヶ丘幼児園では以前よ

り、アレルギーをお持ちのお子さんを受け入れ、他のお子さんと同じように園生活を過ごしてもらえるように取り組んで参りました。
アレルゲン（アレルギーの原因物質）の種類やどの程度で症状を起こすかは様々で、中にはショック症状に陥る場合もありきめ細かい対応が必要になります。園では調理の際にそれぞれのお子さんに対応した調理を行い、アレルゲンが口に入らないように注意を払っています。しかしお子さんによっては口に入らずとも肌に触れただけで症状を発症する場合もあり、お子さん同士の接触によって症状を呈する可能性もございます。その予防として、当園では以下の様に対応していきます。

・アレルギーをお持ちのお子さんの個別調理
・職員、こどもの手洗いの徹底（特に食前食後）

また、入園前の個別面談の際に、アレルギーをお持ちの方は申し出て頂く様にお願いします。入園までに、園内で周知を図り、受け入れ態勢をしっかりと整えていきます。

（２０）警報発令時について

近年、台風・地震等の自然災害も増加しています。当園では、災害に備え、毎月の避難訓練等、万全を期してはおりますが、やはり登園前に警報が発令されている場合はできる限り、家庭での保育をお願いしたい所ではございます。ただし、お仕事の都合等もあると思いますので、警報発令時については、以下の通り対応させて頂きます。

①朝6時～7時の間に警報が発令されている場合は閉園とはなりませんが、自由登園とさせて頂きます。（安全面への配慮から、ご家庭での保育が可能な方はお願いします）

②但し、できる限り早めのお迎えをお願いしたいのと、特別警報、避難勧告等が発令された場合はこの限りではありません。

③上記の様に、朝、警報が出ている場合は、7時頃に緊急連絡メールにて、自由登園になる旨をお知らせさせて頂きます。緊急連絡メールの登録方法は入園後に別紙にてお知らせ致します。

⑤保育中に警報が発令された場合
（ア）できる限り17時までにお迎えをお願いします。
（イ）今後一層、天気の荒れが予想される場合や、あまりにも危険が予見される場合には、全員お迎えをお願いする等の対応をさせて頂く場合があります。その場合は、個々に連絡を入れさせて頂きますので、ご了承お願い致します。

プライバシーを守るために

１、個人情報の管理は厳重におこなっています。

次ページにあります通り、保護者の方の電話番号やメールアドレス、園児の個人情報等については規程を定め、厳重に管理し、園外に漏れることがないように管理しています。

２、保護者以外には応えられません。

ご家族以外の方でお子さんが保育を受けているかどうか、保護者の職場やご家庭についての問い合わせには一切応じないようになっております。ご親戚の方や、親しい方には、その旨を伝えておいて下さい。

３、原則、保護者以外にはお渡ししません。

お子さんの養育する人が変わったときは、速やかに園長にお届け下さい。お届けのない場合は、お子さんを変更前と同じ人にお渡しすることになってしまいますので、変更の手続きを速やかにお願いします。

４、保護者以外のお迎えは?

誘拐などの防止の観点から、保護者以外の方がお迎えにこられる場合は事前に必ずご連絡お願いします。連絡のない場合、園が把握していない場合、またその他の場合でも、保護者以外の方には、お子さんをお渡ししない場合がありますので、ご注意頂くようにお願いします。

令和３年４月１日

　みどりヶ丘幼児園は、個人情報保護に関する法令を遵守し、その取り扱い及び保護等について個人情報保護法に基づき、事業を行うことを宣言いたします。

１、個人情報の収集・利用・提供について
　個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な収集・利用・提供に関する規程を定め遵守いたします。

２、個人情報の安全対策
　個人情報に対するリスク（個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん）に対して、合理的な対策を取り、個人情報の安全性・正確性を確保いたします。

３、個人情報に関する法令・規範の遵守
　個人情報に関する法令・規範を常に意識し、その内容を遵守いたします。

４、個人情報保護への取り組みの継続的改善について
　個人情報の保護を適切に行うため、常にその取り組みの改善、向上に努めます。

５、個人情報に関する連絡先
　電話：０７９－２９３－７６０９
　FAX：同上

ご意見・ご要望を受け付けています

（１）園に対してのご意見やご要望をお述べになる機会について

園のことで気づいたことなどは、ご遠慮なくお伝え頂きたいと思います。しかし、中には「子どもを預かってもらっているのでなかなか、直接、先生に意見や要望を言いだしにくい」という方もいらっしゃるのではないかと思います。

保育のことについてのお悩みや、ご意見、ご要望は、電話や送迎時に保育士と直接お話されて、その旨を明確にお伝え下さいますようお願い申し上げます。
保育士に直接言い出しにくい、という方がいらっしゃいましたら、匿名でも結構ですので園までメールでお伝え頂いても結構ですし、夕方の時間帯等に園長にお電話頂いても結構です。また、ご希望であれば、時間等を設定してしっかりとお話を聞かせて頂く機会も設けますので、是非思い至った事を抱え込まれないように、どんな事でもお話頂けます様にお願いいたします。

保育・教育という営みは、人間が人間を育てるという生業であり、機械の導入や省力化を図ることができず、きわめて労働生産性の悪い業務ともいえます。そのため、人と人との関係だけに、職員の不手際や対応が悪いと、不快に思われる方も、当然いらっしゃると思います。しかし、子どもを育てるということは、両者が忌憚なく話しあえる環境を整えていくことが、とても重要だと思っております。
お気づきのこと、不快に思われたこと、改善して欲しいこと等々ございましたら、何なりとお申し付け下さい。私どもは可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく最大限の努力をしていくつもりです。

なお、当園ではこのようなご意見をいただくときは従来通り、職員誰でもご意見を賜りますが、認定こども園移行に伴って「苦情解決制度」を設けましたので、次の通りお知らせします。

（２）　保育内容に関するご相談・ご意見・ご要望・苦情

※上記、第三者委員の方に苦情相談して頂けます。
※園に対する苦情受付書や、第三者委員に対する申出書の様式は園にあります。
　ご意見・ご要望のある際は是非、ご遠慮なく申し付け下さい。

その他

・その他、別紙にて、重要事項説明書をお配りします。
　内容については、この「入園案内」と重複する部分も多々ありますが、3月の入園説明会の際に
　ご説明もさせて頂きますので、ご不明な点等ありましたらご遠慮なくお尋ね下さい。